

平塚市バリアフリー基本構想の変更に係る対応方針について

1 変更の視点

- ・バリアフリー法第25条の2に基づく市基本構想の評価結果を踏まえて変更する。

※市基本構想の目標年次の延長、既存事業の目標値の見直し検討等を行う。

… 資料 3

- ・改正バリアフリー法を踏まえて変更する。

※令和2年5月20日に公布され、令和2年6月19日の一部施行では、基本構想の特定事業に教育啓発特定事業が新たに位置付けられた。さらに、令和3年4月1日に一部施行を予定。

… 資料 4 参考 1

- ・バリアフリー法第3条の基本方針における次期目標を踏まえて変更する。

※令和2年7月3日に国土交通省の報道発表で中間とりまとめが示され、各目標値の上方修正等の方針が示された。なお、改正の時期は未定。

… 資料 4 参考 2

- ・平塚市バリアフリー推進協議会の意見を踏まえて変更する。

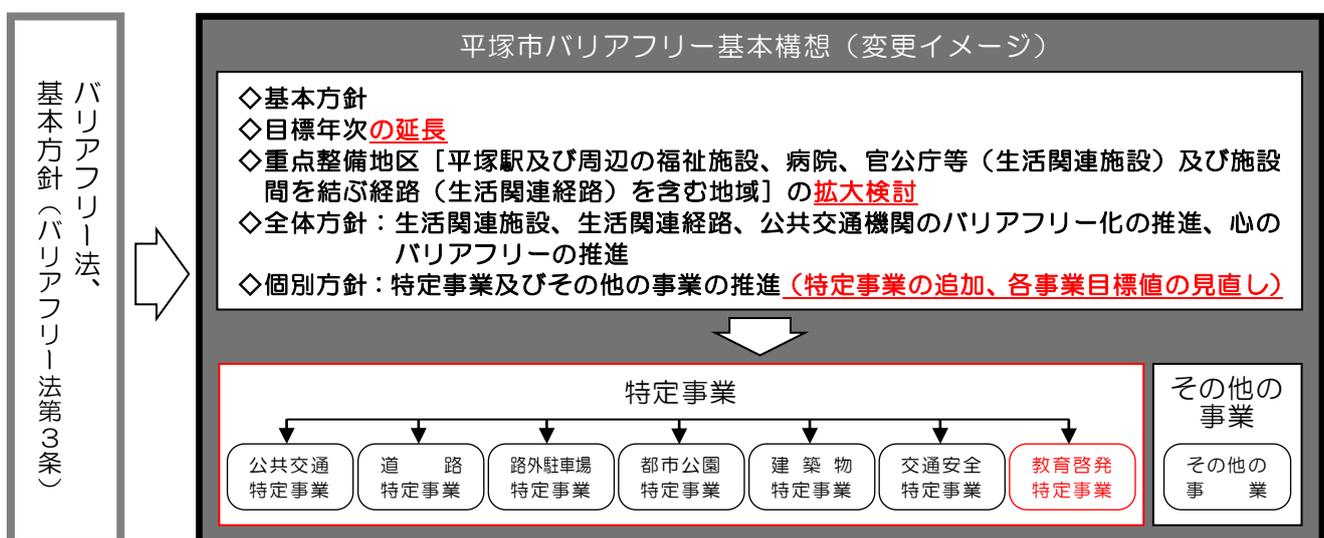
※令和2年5月に実施した平塚市バリアフリー推進協議会の意見照会では、生活関連経路の追加意見あり。

※生活関連施設及び生活関連経路の拡大や、事業の追加や目標値の見直しにあたっては、事業者と十分に調整し、協議会の意見を確認しながら設定する。

… 資料 4 参考 3

2 変更内容のイメージ

- ・目標年次の延長
- ・重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の拡大検討
- ・特定事業の追加及び目標値の見直し等
- ・その他、必要に応じて事業の見直し



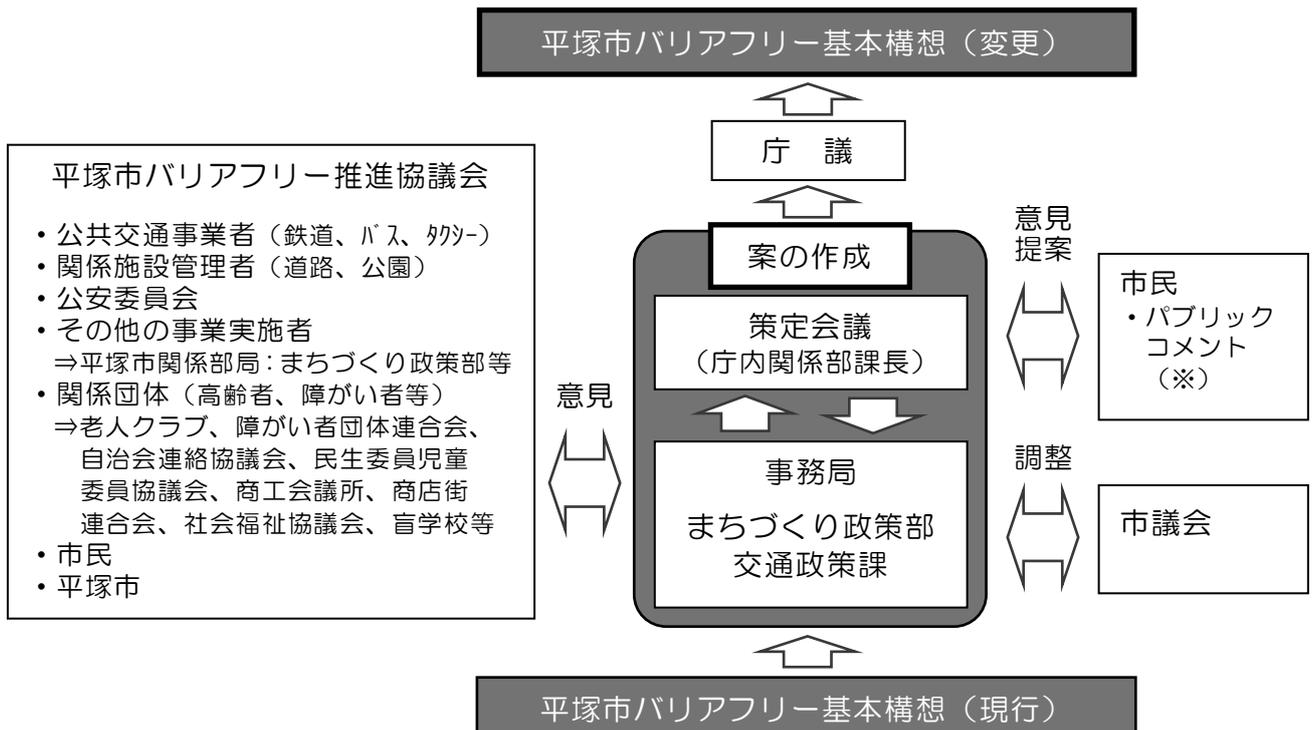
※赤字・赤枠は、変更内容を示す。

3 バリアフリー化に係る特定事業のイメージ

区分	事業者名	所管事業	検討内容
公共交通事業者	東日本旅客鉄道(株)横浜支社	公共交通特定事業（鉄道）	目標年次の延長
	神奈川中央交通(株)	公共交通特定事業（バス）	
	神奈川中央交通西(株)平塚営業所		
	一般社団法人神奈川県タクシー協会相模支部平塚地区会	公共交通特定事業（タクシー）	
施設設置管理者	横浜国道事務所 交通対策課	道路特定事業	目標値の見直し
	平塚土木事務所 道路維持課		
	平塚市 道路管理課		
	平塚市 道路整備課	都市公園特定事業	
	平塚市 みどり公園・水辺課		
平塚市 総合公園課			
公安委員会	平塚警察署	交通安全特定事業	取組内容の追加
学校関係者	学校関係機関・団体	教育啓発特定事業 <u>（心のバリアフリー等）</u>	
その他の事業者	平塚市 都市整備課	平塚駅周辺の移動円滑化	目標値の見直し
	平塚市 交通政策課	平塚駅周辺の駐輪対策 歩行者の安全対策	
	平塚市 障がい福祉課	心のバリアフリー	取組内容の追加
	平塚市 福祉総務課		
	平塚市 土木総務課		
	平塚市 商業観光課		
平塚市 まちづくり政策課	公共サイン		

※赤字：バリアフリー法及び国の基本方針の改正に伴い、追加を検討する事業者及び所管事業

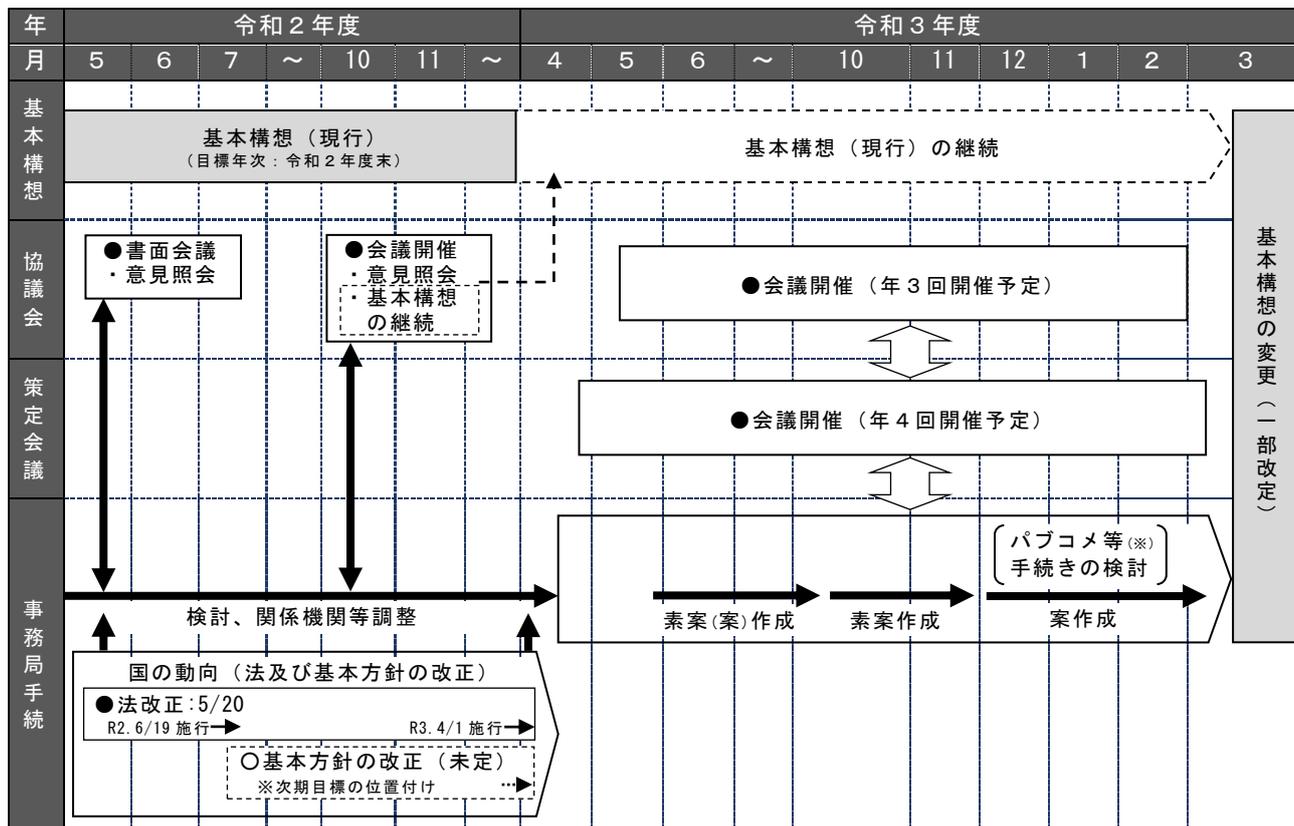
4 検討体制のイメージ



5 検討スケジュール（案）

- ・ 令和3年度の市基本構想の変更（一部改定）を目標とする。

※改正バリアフリー法が令和3年4月1日に一部施行されること、バリアフリー法第3条の基本方針における次期目標が今後示されること（時期未定）から、令和3年度中の市基本構想の変更を目標とします。



※) パブリックコメント等の手続きの実施は、変更の内容に応じて検討

6 当面の対応

- ・ 令和3年度以降も現行の市基本構想を継続する。

※今年度が市基本構想の最終年次であり、市基本構想の変更作業及び現行基本構想に掲げる事業計画を継続するため、令和3年度以降も現行の市基本構想の継続とともに平塚市バリアフリー推進協議会を継続実施します。

記

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号）の概要

※あわせて、別添①「改正バリアフリー法新旧対照表」をご参照ください。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号）

【改正の概要】

① 国民の理解の増進及び協力の確保を図るための制度の整備

一 目的規定の拡充

この法律の目的を達成するための措置に、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置を追加するものとする。（第一条関係）

二 移動等円滑化の促進に関する基本方針及び移動等円滑化促進方針の記載事項の拡充

1 主務大臣が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針の記載事項に、移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項並びに移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項を追加するものとする。（第三条第二項第五号及び第六号関係）

2 市町村が作成する移動等円滑化促進方針の記載事項に、移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項を追加するものとする。（第二十四条の二第二項第三号関係）

三 教育啓発特定事業の創設

1 この法律において「教育啓発特定事業」とは、市町村又は施設設置管理者（以下「市町村等」という。）が実施する次に掲げる事業をいうものとする。（第二条第二十九号関係）

(1) 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

(2) 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（(1)に掲げる事業を除く。）

2 基本構想に教育啓発特定事業が位置付けられた場合には、関係する市町村等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して教育啓発特定事業を実施するための計画（以下「教育啓発特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施するものとする。（第三十六条の二関係）

3 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者等の意見を聴かなければならないものとし、教

育啓発特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者等に送付しなければならないものとする。

- 四 移動等円滑化の促進に関する基本方針、移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想に係る規定における主務大臣に文部科学大臣を追加するものとする。(第五十四条第一項及び第二項関係)

② 国の援助及び情報提供の確保に関する規定の整備

- 一 国は、地方公共団体が移動等円滑化の促進に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言、指導その他の必要な援助を行うよう努めなければならないものとする。(第五十二条関係)
- 二 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保を行うに当たっては、生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、これらの者による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他のこれらの施設における移動等円滑化に関する措置に係る情報が適切に提供されるよう、必要な措置を講ずるものとする。(第五十二条の三第二項関係)

③ 高齢者障害者等用施設等の利用に関する規定の整備

- 一 この法律において「高齢者障害者等用施設等」とは、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいうものとする。(第二条第四号関係)
- 二 国及び国民の責務に、高齢者、障害者等の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮に係る規定を追加するものとする。(第四条第二項及び第七条関係)
- 三 施設設置管理者は、その管理等する新設旅客施設等、新設特定道路等、新設特定路外駐車場、新設特定公園施設又は新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならないものとする。(第八条第七項、第十条第八項、第十一条第六項、第十三条第七項及び第十四条第七項関係)

④ 旅客特定車両停留施設に係る道路管理者の基準適合義務等の創設

- 一 この法律において「旅客特定車両停留施設」とは、道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいうものとする。(第二条第十二号関係)
- 二 道路管理者は、旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該旅客特定車両停留施設を道路移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。

るとともに、その管理する新設旅客特定車両停留施設を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならないものとする。(第十条第一項及び第三項関係)

三 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設（新設旅客特定車両停留施設を除く。）について、道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。(第十条第四項関係)

四 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設において、高齢者、障害者等に対する誘導その他の支援、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供及び移動等円滑化を図るために必要な職員の教育訓練を行うよう努めなければならないものとする。(第十条第五項から第七項まで関係)

⑤ 一定規模以上の建築をしようとするときに建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる「特別特定建築物」の範囲を拡大するものとする。(第二条第十九号関係)

⑥ 公共交通事業者等及び道路管理者が講ずべき措置の拡充

一 新設旅客施設等又は新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準

1 公共交通事業者等又は道路管理者は、新設旅客施設等又は新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要な基準を遵守しなければならないものとする。(第八条第二項及び第十条第三項関係)

2 公共交通事業者等又は道路管理者は、旅客施設等（新設旅客施設等を除く。）又は旅客特定車両停留施設（新設旅客特定車両停留施設を除く。）を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要な基準を遵守するよう努めなければならないものとする。(第八条第三項及び第十条第四項関係)

3 主務大臣は、新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法について1の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。(第九条第三項関係)

二 高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎの円滑化

1 公共交通事業者等又は道路管理者（旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者に限る。2において同じ。）は、高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、他の公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、移動等円滑化のための措置を講ずるよう努めなければならないものとする。(第八条第八項及び第十条第九項関係)

2 公共交通事業者等又は道路管理者が他の公共交通事業者等又は道路管理者に対し1の措置に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等又は道路管理者は、当該措置により旅客施設又は旅客特定車両停留施設の有する機能に著

しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならないものとする。(第八条第九項及び第十条第十項関係)

三 主務大臣は、③の三並びに⑥の一の1及び2に関する措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。(第九条の二第二号及び第六号関係)

【施行日】

- ・ 令和2年6月19日…①、②
- ・ 令和3年4月1日…③、④、⑤、⑥

背景

- 現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標は令和2年度までの期限となっていることから、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、**学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただきながら、次期目標に関する考え方を整理。今後、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況変化も見極めつつ、さらに検討を進め、目標値を具体化**していく。

(第8回検討会:令和元年11月15日、第9回検討会:令和2年1月16日、第10回検討会:令和2年6月17日)

次期目標の設定に向けた見直しの視点

- ・現行目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・次期目標については、**ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進**していく観点から、**以下の点に留意して検討**する。
 - 各施設等について**地方部を含めたバリアフリー化**の一層の推進
(平均利用者数^(※1)が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加)
 - **聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー**の進捗状況の見える化
(旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)
 - **マスタープラン・基本構想の作成**による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
 - 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる**「心のバリアフリー」**の推進

※1:新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果(例えば、過去3年度における平均値を用いる)も考慮したうえで、取組む

目標期間

- ・現行目標期間:平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間
- ・次期目標期間:社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、**おおむね5年間**(※2)

※2:新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(中間とりまとめ)(概要)

次期目標に関する考え方

(赤字:目標の追加)

			2018年度末 (現状)	2025年度末までの目標に関する考え方
鉄軌道	鉄軌道駅 (※1)	段差の解消	90%	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加
		視覚障害者誘導用ブロック	95%	○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100%
		案内設備(※2)	71%	○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う
		障害者用トイレ(※3)	87%	○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化 ※高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める ※駅施設・車両の構造、運行の状況、駅の利用状況等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める
	ホームドア・可動式ホーム柵	84路線 783駅	○10万人以上駅の優先的な整備を引き続き推進(番線単位の数値目標を設定) ○10万人未満駅を含む全体の番線単位の数値目標を設定	
鉄軌道車両(※4)		73%	○2020年4月に施行された新たなバリアフリー基準への適合状況を踏まえてバリアフリー化率に関する目標値を設定 ※新幹線車両については「新幹線のバリアフリー対策検討会」での議論を踏まえ、公共交通移動等円滑化基準を改正したうえで、必要なバリアフリー化を推進	
バス	バスターミナル(※1)	段差の解消	94%	バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加
		視覚障害者誘導用ブロック	96%	○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100%
		案内設備(※2)	68%	○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		障害者用トイレ(※3)	75%	
	乗合バス車両(※4)	ノンステップバス	59%	目標値を引き上げる
リフト付きバス等(適用除外車両)		5%	○約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化 ○1日当たりの平均的な利用者数が一定数以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、新たな目標値を設定	
貸切バス車両(※4)		1,013台	約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化	
タクシー	福祉タクシー車両(※4)		28,602台	○目標値を引き上げる ○ユニバーサルデザインタクシーの導入に関する目標値を新たに設定(2018年度末(現状):12,533台)
船舶	旅客船ターミナル(※1)	段差の解消	100%	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加
		視覚障害者誘導用ブロック	79%	○2,000人以上/日の施設を原則100%
		案内設備(※2)	50%	○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化
	障害者用トイレ(※3)	92%	○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)(※4)		46%(※5)	○目標値を引き上げる ○2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化	

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。

※5 2019年4月より適用となった旅客不定期航路事業の用に供する船舶は含まれていない。

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(中間とりまとめ)(概要)

次期目標に関する考え方(つづき)

(赤字:目標の追加)

		2018年度末 (現状)	2025年度末までの目標に関する考え方
航空	航空旅客ターミナル(※1)	段差の解消	87%
		視覚障害者誘導用ブロック	97%
		案内設備(※2)	95%
	障害者用トイレ(※3)	92%	
	航空機(※4)	98%	原則100%
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	89%(※5)	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約4,450km(2019年7月拡大)のバリアフリー化に関する目標値を設定
都市公園	園路及び広場	57%	規模の大きい公園のバリアフリー化率の目標値を引き上げる
	駐車場	48%	
	便所	36%	
路外駐車場	特定路外駐車場	65%	目標値を引き上げる
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物(※6)のストック	60%	○床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物のバリアフリー化率の目標値を引き上げる ○床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 ※公立小中学校については、文部科学省においてバリアフリー化の実態を的確に把握し、整備目標を検討
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	99%	原則100% ※音響機能付加信号機等及びエスコートゾーンについて、施設毎の整備状況を把握した上で、目標値を明記
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成	7自治体(※7)	移動等円滑化促進方針の作成市町村数に関する数値目標を設定
	移動等円滑化基本構想の作成	304自治体(※8)	2,000人以上/日である鉄軌道駅及びバスターミナルが所在する市町村に占める割合を勘案して基本構想の作成市町村数に関する数値目標を設定
	「心のバリアフリー」	—	○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する ○「心のバリアフリー」の用語の認知度に関する数値目標を設定(現状:約24%(※9))

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。

※5 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約1,700kmが対象。

※6 公立小中学校は除く。

※7 2020年5月末の数値。

※8 2020年3月末の数値。

※9 2019年12月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

(参考)基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況の概要(2018年度末)

		2018年度末 (現状)	2020年度末までの目標(令和2年度末)	
鉄軌道	鉄軌道駅※1	90%	○3,000人以上を原則100% ○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	ホームドア・可動式ホーム柵	84路線 783駅	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進 ※交通政策基本計画において2020年度までに約800駅の整備を行う	
	鉄軌道車両	73%	約70%	
バス	バスターミナル※1	94%	○3,000人以上を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	乗合バス 車両	ノンステップバス	59%	約70%(対象から適用除外認定車両(高速バス等)を除外)
		リフト付きバス等	5%	約25%(リフト付きバス又はスロープ付きバス。適用除外認定車両(高速バス等)を対象)
	貸切バス車両	1,013台	約2,100台	
船舶	旅客船ターミナル※1	100%	○3,000人以上を原則100% ○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)	46%	○約50% ○5,000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化	
航空	航空旅客ターミナル※1	87%	○3,000人以上を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	航空機	98%	原則100%	
タクシー	福祉タクシー車両	28,602台	約44,000台	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	89%	原則100%	
都市公園	園路及び広場	57%	約60%	
	駐車場	48%	約60%	
	便所	36%	約45%	
路外駐車場	特定路外駐車場	65%	約70%	
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物のストック	60%	約60%	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	99%	原則100%	

※1 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

令和 2 年度第 1 回平塚市バリアフリー推進協議会（書面会議）の結果について（報告）

1 意見数

議題		意見あり	意見なし
(1)	令和元年度事業実績及び令和 2 年度事業予定について	3	20
(2)	平塚市バリアフリー基本構想及び事業計画の変更について	4	19

※構成員数：23名

2 意見対応

議題 (1)	令和元年度事業実績及び令和 2 年度事業予定について	意見に対する事務局の考え方
	各事業者は、コロナウィルス対策等で大変だと思われるが、是非とも令和 2 年度事業計画の達成、遅延がないように希望する。	令和 2 年度事業計画の達成に向けて、各事業者との調整に取り組みます。
	巻き込み部等の改修工事について、早期の実施をお願いしたい。	事業計画に掲げる巻き込み部の改修は令和元年度末で概ね実施済です。この他に、誘導ブロックの設置等、道路特定事業全体の早期実施を目指して、事業者と調整していきます。
	歩道が上がっていないバス停では、バスのステップが高いので、特に降りるときに不便を感じることがある。市役所のトイレの位置がわからない。音声案内や誘導ブロック等で対応してもらえるとありがたい。	事業者と調整していきます。また、ハード整備だけではなく、ソフト対策として、声掛けや手助け等の心のバリアフリーの推進も含めた取組を行うことで、利用環境の向上を目指します。
議題 (2)	平塚市バリアフリー基本構想及び事業計画の変更について	意見に対する事務局の考え方
	生活関連施設及び生活関連経路の拡大にあたっては、事業者の意見等を十分に聞き、調整を図って下さい。また、事業計画の変更にあたっては、事業者や関係団体での「まちの点検」等の実施を検討して下さい。	生活関連施設及び生活関連経路の拡大にあたっては、事業者及び利用者の意見を確認した上で、施設及び経路の位置付けを検討します。また、事業計画の変更にあたっては、御意見のとおり事業者や関係団体での「まち点検」の実施を検討します。
	海岸南中線（横浜ゴム前から市民プラザ前）を基本構想の生活関連経路に位置づけてもらいたい。	
	ツインシティのまちづくり（交通広場等）において、バリアフリー化を検討してもらいたい。	新設の道路施設等の整備にあたっては、事業者により法に基づく整備が実施されるものと考えており、ツインシティにおいてもバリアフリーのまちづくりがなされるよう、関係機関との協議の際に確認していきます。 なお、基本構想には、市内全域でバリアフリーのまちづくりを推進する方針の位置付けを検討します。
	状況の変化もあるが、利用するサービスを受ける側として、良いと思われるものであれば、慎重な協議のもと事業の見直しも必要と考える。	法改正等の国の動向を注視しながら、関係機関及び関係団体と十分に協議、調整した上で、事業の見直しを検討する予定です。

以上